

# 重要事項説明書

(医療保険)

訪問看護 MORE CARE 品川

ご利用者様に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、健康保険法等その他関係法令の趣旨に従って当事業所がご利用者様に説明すべき重要説明事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 MORE CARE
代表者氏名	代表取締役 戸井 最妃
所在地	東京都品川区小山五丁目 8 番 18 号ネクサス武蔵小山 3 番館 301
電話番号	070-3136-3681

### 1) 経営理念

「あなたの明日を、もっとあなたらしく。」

私たちはともに考え、選び、歩むことで、その方が自分の言葉で明日を描ける未来を育てます。

### 2) 事業目的

訪問看護を通じて、ご利用者様が地域で自分らしく安心して生活を続けられるよう支援することを目的とします。

### 3) 運営方針

- ・専門的かつ質の高い看護の提供：ご利用者様の心身の特性及び病状を的確に把握し、主治医の指示と訪問看護計画に基づき専門職としての質の高い医療看護サービスを提供します。
- ・生活の質の確保と自立支援：在宅での療養生活の質の確保（QOL）を重視し、ご利用者様が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、機能の維持・回復を目指した支援を行います。
- ・多職種連携の徹底：かかりつけ医、関係行政機関、他の保健医療福祉サービス機関と密接な連携を図り、協働により包括的かつ継続的な在宅療養を推進します。
- ・倫理と法令遵守：常にご利用者様の意思及び人格を尊重し、倫理に基づいたサービス提供を徹底するとともに、関係法令及び運営規程を遵守した適正な事業運営に努めます。

## 2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護 MORE CARE 品川
訪問看護ステーションコード	7497134
事業所所在地	東京都品川区小山台一丁目 18 番 11 号コート MIKI201
管理者氏名	戸井 最妃
連絡先	070-3136-3681
通常のサービス実施地域	品川区・目黒区・大田区・渋谷区

### 1) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前 9 時から午後 7 時
休業日	土曜日・日曜日・祝日・12 月 30 日～1 月 3 日

### 2) 事業所の職員体制及び資質向上のための体制

当事業所では、ご利用者様に対して訪問看護サービスを提供する職員として以下の職員を配置しています。

管理者 : 1 名

訪問看護師 : 2.5 名以上 (管理者を含む)

### 3) 職員研修体制

事業者は、職員の資質向上のため採用時研修及び年 4 回以上の継続研修 (虐待防止、感染症対策、ハラスメント防止等を含む) を実施し、業務体制を整備します。

## 3. 提供するサービスの内容について

### 1) 具体的な訪問看護の内容

- ・健康状態の把握 (体温・血圧・呼吸などの測定、病状の観察)
- ・病状、障害の観察
- ・精神症状の観察 (症状悪化の早期発見・対応)
- ・服薬管理、確認
- ・思いの傾聴
- ・対人関係、日常生活相談
- ・通院の促し

#### ※母子訪問

- ・授乳、ミルク、離乳食に関する相談
- ・乳房ケア、授乳支援
- ・児の体重測定、発育の観察
- ・沐浴ケア、育児支援

### 2) その他の内容

- ・訪問看護計画書の作成及びご利用者様又はご家族への説明
- ・訪問看護計画書に基づく指定訪問看護
- ・訪問看護記録書の作成
- ・訪問看護報告書の作成
- ・医療機関への連絡・相談
- ・ご家族からの相談に関する助言・支援

### 3) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・利用者又は家族の、金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・利用者又は家族からの、金銭、物品、飲食の授受
- ・利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ・身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため、やむを得ない場合を除く）
- ・その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

### 4. 提供するサービスの利用料（医療保険）

#### 1) 利用料（医療保険）

料金表（別紙）に定める単位数に基づき算定します。単位数に地域区別の単価を乗じ、各人の負担割合（1割、2割、3割）に応じた額が自己負担額となります。

#### 2) 利用料の改定

本契約の有効期間中に医療費（診療報酬）の改定により、サービス利用料金または利用者の自己負担額の改正が必要となった場合には、改定後の金額を適用するとともに、事業者は法令改正後に速やかにご利用者様に対し、改定の実施時期及び改定後の金額を通知するものとします。

### 5. その他の費用・請求及び支払い方法について

#### 1) 交通費

通常の事業の実施地域以外の場合は、運営規程の定めに基づき、実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は、移動距離に応じた交通費（1キロメートル当たり100円）を徴収いたします。

#### 2) キャンセル料

ご利用者様のご都合によりサービスをキャンセルされる場合には、利用日の前営業日の午後5時までにご連絡ください【連絡先：070-3136-3681】。前営業日の17時以降の連絡、または連絡がなかった場合は、1回につき3,000円のキャンセル料（全額自己負担）を請求させていただきます。ただし、病状の急変や急な入院等のやむを得ない事情がある場合は請求いたしません。

### 3) 料金のお支払い方法について

事業者は、サービス利用実績に基づいて、1ヶ月ごとにサービス利用料金を請求します。請求月の25日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）までに、指定口座への振り込み、または利用者指定口座からの自動振替にてお支払いいただきます。振込手数料はご利用者様負担となります。

※利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず支払い期日から2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

### 4) 領収書の再発行について

万が一領収書を紛失されてしまった場合も領収書の再発行は行いませんので、大切に保管をお願いします。

## 6. 契約の終了について

### 1) ご利用者様からの契約解除

ご利用者様は事業者に対して、7日間の予告期間をおいて口頭又は文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、ご利用者様の病変・急な入院など、やむを得ない場合事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でも、この契約を解約することができます。

### 2) 事業者からの契約解除

① 下記の場合、事業者は1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、本契約を解除することができます。

- ・利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、催告後10日以内に支払われない場合
- ・ご利用者様またはそのご家族から、職員に対する暴言、ハラスメント行為、誹謗中傷などが継続し、改善の見込みがないと判断した場合

② 前項の規定にかかわらず下記に該当する場合、事業者は何らの予告期間を置くことなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- ・ご利用者様またはそのご家族から職員に対する暴力、脅迫などがあり、職員の安全が脅かされた場合。
- ・ご利用者様またはそのご家族が、反社会的勢力（暴力団員、これに準ずる者）であること、又はこれらと密接な関係を有することが判明した場合。

## 7. サービスの提供にあたって

1) サービスの提供に先立って、各種保険証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかにお知らせください。

2) 質の高いサービスを安定して提供するため、チーム体制で訪問を行なっております。そのため特定の職員を指名いただくことはできませんので、予めご了承ください。

## 8. 虐待の防止及び身体拘束に関する事項について

### 1) 虐待防止

虐待防止のための責任者（管理者：戸井最妃）を選定し、委員会を定期的開催、指針の整備、研修を実施します。

### 2) 虐待の速報

事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者、又は養護者に虐待を受けたと思われる事案を発見した場合は、速やかに市区町村に通報します。

## 9. 事故、緊急時の対応及び損害賠償について

### 1) 緊急時の対応

サービス提供中に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し指示を仰ぐとともに応急処置を行います。場合によっては緊急搬送などの必要な措置を講じます。

### 2) 事故発生時の対応

ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご家族、関係機関などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

### 3) 損害賠償

サービスの提供に伴い事業者の責めに帰すべき事由により、ご利用者様に損害を与えた場合は速やかにその損害を賠償します。事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	日本訪問看護財団 あんしん総合保険制度

## 10. 秘密の保持と個人情報の保護について

従業者（退職後も含む）は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。従業者は、ご利用者様及びそのご家族の個人情報を、次に掲げる目的のために必要な範囲において使用、提供させていただくとともに、ご利用者様およびご家族は予めこれに同意するものとします。

- ・ご利用者様にサービスを提供するために必要な場合
- ・ご利用者様に関わるサービス計画の作成および変更に必要な場合
- ・関係機関との情報共有および連絡調整のために必要な場合
- ・ご利用者様の容体の急変に伴い、ご家族、医療機関及び行政機関等に緊急連絡を要する場合
- ・行政機関の指導、または調査を受ける場合
- ・サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による評価を受ける場合

## 11. 感染症の予防、及びまん延防止に関する事項

### 1) 衛生管理

職員の清潔の保持、健康状態について必要な管理を行うとともに、設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

### 2) BCP（業務継続計画）

感染症、又は災害の発生及びまん延を防止するため、業務継続計画（BCP）を策定し定期的な研修・訓練を実施します。

## 12. 苦情解決体制について

### 1) 苦情の申し立て

ご利用者様は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業所、市町村または国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。

### 2) 苦情対応の窓口

事業所は、苦情対応の窓口責任者にその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には迅速かつ誠実に対応します。

事業所 窓口	株式会社 MORE CARE 苦情受付担当：戸井 最妃	所在地：東京都品川区小山台一丁目 18 番 11 号コート MIKI201 電話番号：070-3136-3681
公共団体 窓口	東京都国民健康保険団体連合会	所在地：東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区 政会館 11 階 電話番号：03-6238-0177

13. 重要事項説明の確認欄

1) 説明者確認

当事業所は、重要事項説明書（医療保険）に基づいて重要事項を説明しました。

【サービス提供事業者】

事業者名称 : 株式会社 MORE CARE

事業所名称 : 訪問看護 MORE CARE 品川

事業所所在地 : 東京都品川区小山台一丁目 18 番 11 号コート MIKI201

管理者氏名 : 戸井 最妃

説明者署名 : \_\_\_\_\_

2) 利用者/代理人確認

上記内容の説明を受け、内容について承諾いたしました。

令和 年 月 日

【ご利用者様】

住所 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_

【ご家族・代理人】

住所 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_

続柄 : \_\_\_\_\_